

The Framework of Compiling Each Specific Rule of Chinese Civil Code

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 孫, 憲忠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00026778

■ 国際学術シンポジウム ■

中国民法典各則の構想

孫 憲 忠⁽¹⁾

(小田美佐子 訳
立命館大学法学部准教授)

はじめに

筆者は中国全国人民代表大会憲法と法律委員会の委員であり、当然のことながら中国民法典の立法作業に深く関与しているが、立法作業の規律の制約があり、中国民法典の草案段階における立法機関内部の議論を本論文において公表できないことについてご容赦いただきたい。本論文では、民法典各則編纂の体系性、民法典契約編のあり方、区分原則の貫徹問題について論じるが、研究における個人的な見解であり、引用している立法事実もすべて中国全人代の公式サイトにおいて公表しているものに基づいている。

一. 民法典各則編纂の体系性

中国の民法典編纂は、近年における重要な立法プロジェクトであるが、「二段階」の立法方針に従い⁽²⁾、第一段階に制定すべき「民法総則」はすでに2017年3月に制定され、施行されている。第二段階になすべき作業は、すでにある「物権法」「契約法」「権利侵害責任法」「婚姻法」(「婚姻家庭法」と名称変更の予定)および「相続法」を、各則の五編として、民法総則と合わせて民法典とすることである。各則が五編より構成される立法案は、2015年3月の全国人民代表大会常務委員会の民法典編纂に関する決定によって確定したものである。しかし、留意すべき点としては、2018年8月27日

(1) 中国社会科学院学部委員、中国全人代第十二期・十三期代表、中国全国人民代表大会憲法と法律委員会委員、中国社会科学院法学研究所教授。

(2) いわゆる「二段階」は、中国民法典編纂作業のプロセスにおいて、立法を二段階に分け、第一段階は「民法総則」を制定し、第二段階はすでにある民事立法の整合化を図り、民法総則と合わせて民法典とすることを指す。「二段階」の立法計画は、筆者が2013年に議案の中で提起したものであるが、中国の立法機関はこの提案を採用し、民法典立法計画とした。

第十三期全国人民代表大会常務委員会第 5 回会議において、全人代常務委員会委員長会議の名で提出し審議が行われた「民法典各編（草案）」の実際の内容には六編が含まれており、すなわち、従来確定している五編以外に「人格権編」が加わったことである。したがって、中国民法典の現段階の構成としては、総則のほかに、各則部分に 6 つの独立した編があり、合計 7 編となっている。このような 7 編からなる民法典の立法案は最終的に公布したものではないが、現在の立法議論ではこの編纂案に賛成する見解が比較的多いため、このような独特な編纂体系はおおよそ既成事実化している。

立法機関が公表した文書によると、人格権編を民法典に入れる理由として、人格権は各人の人格の尊厳に関わり、民事主体の最も基本的な重要な権利であることが挙げられている。人格権を独立の編とすることは、中国民法の立法および民法典にとって重大な発展であり、革新であるが、上述の理由はなぜこれが革新となるのかについて明確に述べているわけではない。なぜなら、立法における革新には、確たる問題意識と問題解決のロジックがなければならない。人格権が民法典において独立の編となる理由を論じるのであれば、少なくとも以下の問題を明らかにする必要がある。すなわち、固有の民法典体系において独立の編となっていない欠陥は何か、そして独立の編とすることでどのようにその欠陥を補うことができるのかである。しかし、このような問題意識は示されていないため、個人的には、人格権を独立の編とする最高立法機関の理由は少なくとも不十分であると考えている。

確かに、人格権を民法典の独立の編とする立法体系をめぐり、中国法学界には非常に激しい論争がある⁽³⁾。メディア、ネット上の論点をみると、人格権を独立の編とする見解を支持する者は、「インスティトゥツィオーネ」方式にせよ「パンデクテン」方式にせよ、伝統的な民法典が独立の「人格権編」を規定していないのは、現在の社会からみれば遅れており、法律に基づいて現実の生活を調整するニーズを満たすことができないと考えている。伝統的な民法は不法行為法の規律により人格権を消極的に保護しているにすぎず、現実の生活において人格権はすでに取引メカニズムに入り込み、「人格権の積極的利用」または「人格権の市場化開発」の傾向が表れている。このような「人格権の積極的利用」または「人格権の市場化開発」は不法行為法では解決できない問題である。このような状況の下で、人格権の民法立法は侵害を受けた場合の救済問題だけを解決しなければならないのではなく、人格権取引または開発の問題も解決しなければならないといえる。そのため、人格権編は民法において独立して

(3) 人格権を独立の編とする見解は、中国の法学界とりわけ民法学界において極めて大きな論争を引き起こしているが、一部の著名な法学教授はこの見解に異論を唱えている。梁慧星「人格権保護已形成中国経験」（法治週末2018年 5 月16日第21版）、王澤鑑「民法典的制定、解釈適用与法学教育」（雲大法之声サイト、2018年11月27日）等参照。

規定しなければならないというものである⁽⁴⁾。

しかし、立法機関の公表した立法理由および立法内容をみると、上述の「人格権の積極的利用」または「人格権の市場化開発」のような観点は立法において採用または承認を得ていない。立法機関が公表した「人格権編」の立法理由は、「人格権編草案は、人民を中心とすることを堅持し、人民大衆の人格権保護に対する切実な要望に応え、・・・・・具体的な人格権について詳細な規定を設けたが、人格権の保護における十分な民事上の請求権の確立に法的根拠を示している」ことである。このような理由に関する説明は非常に簡単ではあるが、人格権編の立法理由は「人格権の積極的利用」または「人格権の市場化開発」の問題解決のためではなく、やはり「人格権保護」の問題解決のためであると明確に指摘している。立法により、「人格権保護」における請求権に法的根拠を示すにすぎないのである。現段階で公表されている立法草案には、人格権編に「積極的利用」のような制度はないし、ましてや「市場化開発」のような規律も存在しない。そのため、最高立法機関は立法体系において独立した人格権編の立法提案を採用したが、立法理由としては採用していないことをみてとることができる。

このような状況の下で、仮に立法機関が示したように、人格権を民法典の独立の編とするのは単に人格権保護の民法上のルールの問題を解決するのだとすれば、伝統的な民法には人格権保護のルールがあるのか否かが問題となってくる。むろんあるわけであるが、不法行為法制度がそうであり、しかも比較的成熟している。したがって、現在の中国において切実な人格権保護の大きな必要性が確かに存在するのであれば、立法において不法行為法を完備させることになるであろう⁽⁵⁾。明らかに、民法典における独立の人格権編の理由としては不十分である。

(4) 王利明「人格権の属性：從消極防御到積極利用」(中外法学2018年8月15日)、「王利明、楊立新、江平談人格権」(北京航空航天大学学報(社会科学版)2018年第1期)参照。

(5) 筆者はすでに早い段階から権利侵害責任法の完備によって人格権の保護を強化すべきとの立法報告を提起し、当該報告を「全国人民代表大会代表建議」の形で、中国最高立法機関に提出している(全国人民代表大会代表建議は、中国全人代の代表が権利行使を行う方法の一つであり、代表個人の名で立法、司法または行政の政策、法律、具体的なやり方について改善の意見を表明するものである)。孫憲忠「堅持現実性和科学性相結合原則、積極推動民法典分編編纂的建議」(『我動議—孫憲忠民法總則立法議案、建議和立法報告集』北京大学出版社2017年版第273頁以下)参照。人格権立法に関する当該報告の基本的な立場は、以下の通りである。人格権は人格倫理に関わるため、いわゆる「積極的な開発利用」または「市場化開発」を行ってはならないものである。人格権立法において、権利侵害救済制度を構築する必要性があるのみであり、譲渡利用制度を構築する必要性はない。人格権が侵害を受けた際に救済を得る立法は不法行為法であり、中国はすでに2009年に権利侵害責任法を制定しており、現段階ではこの法律において人格権保護の強化を図れば足りる。

人格権を独立の編とする理由のすべてが単に「人格権保護」のためだとすれば、その制度設計も不法行為法の規範によるしかない。王澤鑑先生の言うように、現段階の人格権独立編は実のところ、もう一つの権利侵害責任法または民法典権利侵害責任編の特別編である⁽⁶⁾。

二. 民法典契約編のあり方

中国民法の立法は時代発展の制約を受け、いまだに債権法の総則を確立しておらず、債権の総括的な制度さえも確立していないといえる。その要因としては、民法の発展は完全に改革開放の歩調に合わせてきたため、債権法の確立の時機を逃したことにある。改革開放の初期の立法は、取引のルールの問題を早急に解決する必要があったため、立法機関は20世紀80年代初期に「経済契約法」、「技術契約法」および「涉外経済契約法」の3つの法律を制定した。これらの契約法は文字通り、影響力の比較的大きな取引に関わる法制度の集合体であるが、その内容は第一に通常の民事取引をあまり考慮しておらず、第二に契約と債権法の全体の立法ロジックの調和をあまり考慮していないものである。とりわけ重要なのは、当時の時代背景の下で、これらの契約法は比較的に強い計画経済の色彩を帯びていたことである。1986年制定の「民法通則」は民事権利の基本的類型として債権を規定し、契約を債権発生の根拠としたが、体系化した債権理論は当時広く認識されていなかった。1993年、中国憲法は計画経済体制を否定し、市場経済体制を確立するとしたため、「経済契約法」等の3つの契約法は立法上の根拠を失うこととなり、立法機関はこれらの法律を改正する決定をした。しかし、当時の歴史的な背景の下で、中国の立法者および法学界は3つの「契約法」をいかに1つの統一した「契約法」にするかに注目していたため、債権法全体の編成体系には着目していなかった。改正により統一した中国の「契約法」は誕生したが、民法典の誕生ではないため、債権法全体もその背景下では立脚しえなかったのである。今日に至って、中国の立法者および法学界は、債権体系理論の正当性を十分に認識するようになっているが、20世紀90年代に確立した契約法しかなく債権法がない現状を変更するのは難しくなっている。

中国「契約法」は1999年に制定施行されているが、大きく二つの部分、すなわち総則と各則に分かれているが、契約法の総則部分には実際のところ債権法総則の内容が一部含まれている。2015年以降、中国は民法典の編纂を始め、立法機関は法典体系に関する決定を行ったが、それは債権法を中国民法典の独立の編とするのではなく、契

(6)「王澤鑑梁慧星縦談兩岸民法典（上）：人格権、債権総則と担保法是否独立成編」（法与思サイト、2018年9月8日）参照。

約法を独立の編とするものである。中国の民法典編纂プロセスにおいて、多くの学者は民法典には債権編があるべきであり、契約法を独立の編とすべきではなく、債権法の一部にしかならないとの見解を支持している。しかし、立法機関は議論の末、最終的にやはり契約法を独立の編とし、債権編を設けない体系を採用した。このような体系を採用する主な要因には二つあり、第一は、中国の改革開放以来の立法は一貫して契約法を単独の法律としてきており、契約法を債権法の一部としていないため、このようなモデルはすでに立法および司法において広く受け入れられていることである。仮に新たに債権法を編成するのであれば、立法の理論解釈において多くの時間と労力を費やすこととなるが、それでは民法典の編纂作業を順調に完成できない。第二は、ドイツ民法典を典型とする債権法立法モデルにおいて、債権法の実際の内容はやはり契約法を主としており、不当利得、事務管理、不法行為債権の内容はほんの一部にすぎないことである。仮に法学理論上の債権法の種類区分に配慮するのであれば、立法上契約法の分量は非常に多くなり、その他の債権の規定は非常に少なくなるため、体系上偏りが生じるといった欠陥をもたらし、立法上不完全な形となる。個人的にもこの見解を採用している⁽⁷⁾。

中国民法典体系において債権法を独立の編としない状況下では次のような問題が生じる。すなわち、債権法総則の内容、不当利得、事務管理、不法行為債権についてかに規定すべきかである。中国の立法者の問題解決方法は、以下の通りである。第一に、2017年3月に制定した「民法総則」の規定の中に「民事権利」の章を設け、いくつかの条文で債権法の基本体系を確立することである。具体的には、「民法総則」第118条第1項は「民事主体は法により債権を有する」と規定し、第2項は「債権は契約、不法行為、事務管理、不当利得および法律のその他の規定により、権利者が特定の債務者に一定の行為の作為または不作為を請求する権利である」と規定しているが、続いて「民法総則」第119条で契約、120条で不法行為、121条で事務管理、122条で不当利得の債権についてそれぞれ規定を設けている。これらの5つの条文はおおよそ債権の基本的構造をなしている。第二に、民法典契約編においてまず契約債権の一般準則について規定し、同時にその他の債権行使が必要であれば、契約債権の一般準則についても適用できると規定していることである。

民法典契約編と全体の債権法体系の理論関係からみた場合、中国全人代が公表した現段階の契約編草案の中で、まず留意すべき条文として、第259条を挙げることができる。契約によらない債権債務関係は当該債権債務関係の規定を適用すると規定して

(7) 孫憲忠「我国民法典編纂中の幾個問題」(中国法学サイト、2016年9月19日)参照。中国第十二期全国人民代表大会常務委員会第24回会議における講演を基にしているが、内容としては、近い将来行われる中国民法典の編纂の進め方および計画について、法理の視点から比較的全面的な検討を行ったものである。

いるが、本編第四章乃至第七章の関連規定を適用するとは規定していない。契約編第四章乃至第七章には債権法総則の内容が大量に含まれているが、第四章では契約の履行、第五章では契約の保全、第六章では契約の変更と譲渡、第七章では契約の権利義務終了についてそれぞれ規定している。四章の中で、条文において主体の呼称では「債権者」「債務者」といった概念を多く用いており、「契約当事者」の概念をあまり用いていない。法律関係の内容においても、条文では基本的に「債権」「債務」概念を用いている。このような立法体系は事実上全体の債権債務関係をカバーしており、現実社会における債権法の役割のニーズを満たしている。

このような体系の下で、事務管理と不当利得をいかに処理するのかについても詳細に検討する必要がある。なぜなら、この二つの債権は契約ではないため、たやすく契約編に入れることはできないからである。しかし、債権法学において、この二つの債権は往々にして「準契約」と称されている。双方当事者の債権債務関係を生じさせることができるため、このような法律関係も契約当事者の請求権のルールを適用できる。このような考えの下、中国民法典契約編草案ではこれらを「準契約」と称している。しかし、契約との明確な違いにも配慮し、中国民法典契約編草案は「分編」のやり方を採用し、第一分編は契約総則、第二分編は契約各論、第三分編は準契約となっている。

契約編の編成からみたとき、解決しなければならないいくつかの細かい問題もある。すなわち、懸賞の債権をどこに置くかの問題である。懸賞について、絶対多数の民法学者は単独行為、債権行為ととらえているが、現段階の民法典契約編草案では契約締結の行為として認定している。個人的には、このようなやり方は妥当でないと考えている。その理由は多くあるが、最も明らかに妥当でない点は、懸賞行為の発出後、相手方の利益は承諾ではなく、その行為または完成した業務にあるが、懸賞の指定行為を完了する者は通常数人であるため、このような状況では契約関係に入れることはできないことである。したがって、私の考えとしては、伝統的な民法に回帰し、懸賞を単独行為と債権行為として準契約の部分に置くのがより妥当というものである。

三. 区分原則の貫徹問題

従来主流であった中国民法学理論では、債権と物権の法的効力の違いについて様々な民法の著述で触れているが、債権と物権の効力発生の根拠の区別については認めていない。このような主流の理論は1999年制定の「契約法」に影響を及ぼし、法的取引の核心となる準則に明らかな欠陥をもたらした。20世紀90年代以降、私はこの重要な法技術準則に関して、パンデクテン法学に基づいて、区分原則を主張してきた。すなわち物権と債権の法的効力を区別することであるが、さらに重要となるのはそれらの

法的根拠を区別することである。商事権利、知的財産権の取引が含まれる民法上の取引にはいずれもこの準則が必要であるため、区分原則は民商法領域全体を貫く基本的な裁判規範といえることができる。だからこそ、今次の民法典編纂において区分原則を完全に採用することができるか否か、過去の立法の欠陥を除去し、真に市場経済体制に合致すると同時に法理にも合致する裁判規範を確立できるか否かは非常に重要である。私個人の数十年来の学術研究の努力が報われるか否かについては、さほど重要でないといえるが、現段階において全人代が公表した民法典各論編纂草案の内容をみると、この問題は満足できる解決をみたといえる。

まず区分原則の発生について簡単に述べることで、この問題の重要な立法的価値を説明することとしたい。中国は1993年に市場経済体制を確立するとしたため、民商法の制定が急務となり、同時に関連の法理論も必要となったが、のちの状況を見ると、関連の民商法理論の発展は経済体制のニーズを満たすことはできていない。したがって、この時期の立法には常識から乖離する多くの状況が生じていた。例えば、1995年最高人民法院のある司法解釈は「不動産の契約は登記しなければ効力が生じない」とのルールを確立した⁽⁸⁾。明らかにこれは裁判規範となり、その意味も内容をみれば一目瞭然であるが、この裁判規範は誤っており、しかも本来間違えるべきでないものである。多くの立法会議において私が数回にわたり述べてきたように、このルールは著しい本末転倒、法理違背の問題を生じさせている。現実の生活において人々は売買契約を締結する際に、例えば中国で多くみられるマンションの売買取引において、買主が契約を締結するときには通常マンションはまだ完成しておらず、売主が引き渡すのは通常契約締結の2年後である。しかも、買主が引き渡しの手続（物件の最終確認、引き渡し等）の数年後に初めて不動産登記の手続を行うこととなる⁽⁹⁾。それでは登記手続を行う前の契約は無効となるのであろうか。不動産登記は事実上契約の履行終了であるが、完全な履行の終了を待たないと契約の効力は発生しないのであろうか。このルールは法理に合致しないのは明々白々である。もしこのルールで法的取引の裁判を行うのであれば、明らかに誤判が生じることになる⁽¹⁰⁾。

(8) 「不動産管理法施行前の不動産開発経営事件の審理に関する若干の問題に対する回答」、1995年12月27日公布。中国では、最高人民法院の「司法解釈」は、形式上法律の解釈を行うにすぎないが、長年にわたり新たな裁判規範を積極的に創造してきた。中国の法学界もこのような解釈は法源の一つとすることができると広く認めている。

(9) 2003年に建設部は不動産登記に関する調査を行ったが、買主は入居後2-3年後にようやく登記手続を行っていることが判明した。武漢市を例にとると、入居して2年経っても登記手続を行っていない住民は20数万戸、居住人口百万人近くに及ぶ。

(10) 事実、このような法理に合わない規範は、多くの誤判をもたらしている。これについて分析を行ったものとしては、孫憲忠「從幾個典型案例看民法基本理論的更新」（判例与研究2003年第2期）がある。むろんこれらの規範が法理に合わない要点は、債権は請求権であ

にもかかわらず、このような見解は当時の民法学界では多数説であった。しかも、同年制定された「担保法」第41条もやはり不動産の契約は登記をしなければ効力が生じないと規定し、第64条で動産の契約は占有の引き渡しがなければ効力が生じないと規定していた。そして、1999年制定施行の「契約法」は、債権と物権の法的効力、債権と物権の法的根拠を明確に区別できない当時の中国主流の法学者の状況を体現しているといえる。例えば、同法第51条は、当事者に所有権または処分権がない場合に契約を締結した行為を物権法における「無権処分」と定義し、物権変動の法的根拠を契約のような典型的な債権行為の効力発生の法的根拠としていた。同法第132条は売買契約締結時に目的物の存在、売主に所有権がなければならぬルールについて規定している。むろん目的物、処分権がなくても契約の締結はできる。例えば、工場への発注の場合、仮に第51条と第132条の規定に従えば、契約は無効と判定されることになるが、明らかに誤っている。

のちの激しい論争は、中国の「契約法」「担保法」のこれらの規定はまさに中国の当時の多数の民法学者、とりわけ法律の制定において主導的な役割を果たしていた法学者の基本的な認識であったと示している。例えば、「契約法」第51条のような明らかに誤っている条文は、一部の法学者によって声高に称賛され、中国法学の王冠の珠玉と讃えられていた。1995年にドイツ留学から帰国した私も契約法の立法議論に参加していたが、上述の立法および見解に対して異なる考えを表明した。しかし、私の見解は当時の権威的な学者に「一個人の見解」とされ、立法には採用されなかった。当時一部の学者には目的物も所有権もないにもかかわらず売買契約の締結ができるのであれば詐欺ではないか、中華民族の数千年来の伝統、信義誠実に反していると考え批判されたものであった。現時点からみると、これらの言い方に過激なところがあるのも否めないが、当時は正当な道理を踏まえたものとみなされていた。これらの見解は契約締結により債権的請求権が発生するのであり、物権変動が生じるのではないという理屈を理解できていないのであるが、2015年民法典編纂のプロジェクトが始まって、一部の学者は自分の見解に間違いはなく、契約の効力と契約の履行の実際の効果を関連付けなければならないとし、さもないと契約は詐欺だと主張し続けている。

しかし、1995年から始まった中国の「物権法」制定作業において、私はパンデクテン法学の基礎の上に確立した「区分原則」、すなわち債権変動の原因と物権変動の結果を区別し、それらの法的根拠を区別する原則を提起したが、「中国物権法学者建議稿総則」の作成を依頼された際に、この原則を立法案の中に貫徹することにした。区分原則はドイツ法学において処分行為理論（物権行為論）の中核をなしているが、中

り、相対的な権利にすぎず、その成立・効力発生には目的物の存在を必要とせず、処分権を法的根拠とすることも必要としないことに違背している点である。

国でこの原則を提起し、中国物権法学者建議稿を作成したとき、中国の立法者および法学界の受容の程度を考慮し、関連の論証報告の中で、物権変動の法的効力と契約の債権的効力の区別、物権変動の法的根拠および契約の債権的法的根拠の区別のみを強調したにすぎない。物権行為論に含まれている「無因性原則」についてはあえて触れないことにすることで、過度に理論的にしつこくからまれるのを回避することができ、パンデクテン法学の真髄をより容易に受け入れられるようにした。これらに関して、中国の最も著名な法学雑誌に発表した私の論文は十数篇になるが⁽¹¹⁾、著書『中国物権法総論』においても比較的体系立ててこの理論を紹介している⁽¹²⁾。

中国物権法学者建議稿の総則の作成を依頼された際に、その中で述べた不動産登記制度と動産引渡制度の確立は、物権変動制度に関する従来の中国の主導的な民法学説に本質的な変化をもたらしている。物権変動を契約法の中から取り出し、物権法の中に書き入れることで、物権変動の法的効力を体系上債権法と分離した。物権公示原則を堅持し、不動産登記と動産引渡を物権の公示方法とすると同時に、物権変動の法的根拠としたことで、基本的に区分原則を実現した。

20年の努力を経て、中国が2007年に制定した「物権法」第15条等は明確にこの原則を採用している。最も喜ばしいことは、2012年公布の「売買契約紛争事件の審理における法律適用の問題に関する最高人民法院の解釈」⁽¹³⁾ 第3条は、中国契約法第51条の規定を否定したことである⁽¹⁴⁾。しかも最高人民法院が当該解釈を行った理論説明の中で私の著作の内容を明確に引用している。

民法典契約編の編纂当初、まだ一部の著名な学者は「契約法」第51条および第132条の正しさを主張していたが、現段階の最高立法機関が公表した民法典各論契約編草案ではすでに第51条を削除しており、第132条にも根本的な変更を加えている。これにより、法科学に合致しない中国「契約法」の問題も解決をみることとなった。この点からみても、中国の立法の科学性が確実に顕著な進歩を遂げていることがわかる。

(11) 例えば、「論物権変動的原因与其原因的区分原則」(中国法学1999年第5期)、「物権行為理論的探源及其意義」(法学研究1996年第3期)、「再談物権行為理論」(中国社会科学2003年第3期)等がある。

(12) 『中国物権法総論』(法律出版社2003年版、2008年版、2013年版、2018年版)。中国「知網」(CNKI)の統計によると、中国物権法学の著述の中で最も多く引用されている一冊となっている。また、中国社会科学院科学研究院成果賞も受賞している。

(13) この司法解釈は、2012年3月31日に最高人民法院裁判委員会第1545回会議において採決公布したものであるが、2012年7月1日より施行されている。

(14) 当該司法解釈第3条参照。当事者の一方が売主として目的物の所有権または処分権がないことを理由に契約の無効を主張する場合に、人民法院はこれを支持しないとしている。契約法制定の参与者による批判を受けたが、最高人民法院は司法実務における区分原則の応用の必要性を理由に、これらの批判的な意見を否定した。

売買契約は最も典型的な法的取引であり、すべての法的取引において契約の締結による債権の発生、契約の履行による物権変動の普遍性が生じるため、区分原則の採用は中国民法の分析、裁判規範においてもさらなる大きな役割を果たすことになると考えられる。

結びにかえて

中国民法典の編纂は一大事であり、さらに検討すべき問題も多くあるが、立法とりわけ民事立法は立法者の法思想、民衆の法感情、学理上の法技術に調和のとれた統一がなければならぬと考えている。率直に言えば、現段階において立法者の法思想に関しては、さらなる解放が必要である。中国の現実の複雑性について十分に調査した上で検討を加えるべきであり、民法学における法技術も十分に尊重されるべきである。しかし、中国民法典契約編の立法の現状からみると、法思想、法感情、法技術の問題はまだうまく解決できているとはいえない。したがって、中国民法典の編纂は過度に拙速に行うべきではなく、理論と実務における調査研究を確実に行う必要がある。